

伊勢志摩市民サミットに参加して

八木 巖

もうずいぶん前の話になってしまった感のある伊勢志摩サミット。不戦ネットは三つのことをサミットで取り組みました。ひとつは「戦争・格差をうみだすサミットに異議あり」の集会・デモとそれにつながる3度の学習会。もうひとつは「平和への権利」を政策提言として提示し、「伊勢志摩市民サミット」への参加。もうひとつはサミット「警備」にかこつけた、名古屋空港への5機のオスプレイ駐機、名古屋港への護衛艦いずもなど7隻の艦船の入港への抗議です。



学者の分析によるとサミットへのプロテスト行動は三つに分かれてきているといえます。対話重視、政策提言、直接行動。「サミット・プロテストグローバル化時代の社会運動」野宮大志郎 西城戸誠 編)。私は三つに分けて考える必要はなく、市民行動として連携していかなければならないと思います。

サミット体制の現状

国連での「持続可能な開発目標＝SDGS」は貧困、飢餓、保健、環境など17の目標をかかげて2030年までに達成するとしています。そこでいわれているのが、政府、企業、NGOのパートナーシップです。そこには「開発」の文言が入っていることの問題点があり、「平和」に関しては「公正な裁判」というような目標が挙げられていますが、戦争をなくすという視点はみうけられません。しかし、このSDGSはトップダウンで決められたものではなく、多くのNGOも関わっています。とりわけ貧困、環境という課題では大きな成果が期待されています。

昨年、エルマウサミットでは、「責任あるサプライチェーン」＝多国籍企業の末端につながる零細企業にまで労働者の人権、環境への配慮などをうたっていました。また、あるNGOの人は、世界銀行などはかつてに比べれば、多くの意見に耳を貸す姿勢を示してい

る、ずいぶん変わったと言われました。

こうしたことを見聞きすると、現場では目標達成のための協力の条件が一定あるのだと思います。よい結果が出せるのならば、対話や政策提言は重要です。監視、チェックも必要です。

一方、今回の伊勢志摩サミットにむけた日経連の「政策提言」をみると、新興国の「過剰生産能力」の解消、保護主義反対、質の高いインフラ整備、メガFTA推進、となっています。サミットがこうした多国籍企業のグローバリズムの旗振り役になっているのも現実です。伊勢志摩サミットの宣言には「格差」という言葉がみあたりません。

市民サミットの取り組み

東京に本部をもつNGOを中心に昨年より伊勢志摩サミットへの取り組みがなされてきました（「G7サミット市民社会プラットフォーム」）。そしてそれに呼応して「東海市民サミット」がつくられ、「地域や世界に、市民の提案を発信する」をかかげた「市民の伊勢志摩サミット」が5月23、24日に開催されました。地元のNGOとしてはひとつの国際会議をやりきって、ネットワークもできて大成功でした。伊勢志摩サミットへの評価については、プラットフォームとしては、「成果なし」としていました。

プラットフォームの稲葉さんの総括です。これまでのサミットの歴史のなかでも異常なサミットであった。まず反対行動が小さかった（とりまかれた人には申し訳ないですが、と言われましたが）。これまでサミットの事前にアフリカの会議が行われるのが常でしたが、それがなされずアジアのいくつかの国が呼ばれて「反中国」のような会議になった。伊勢神宮へ各国指導者を連れていった。消費税率据え置きのために政治利用したことがあげられ、こういうサミットになると、政策提言、対話というのも見直しが必要かも知れないとされていました。

いずれにしてもサミットは曲がり角にきているようです。

私は、「政策提言」の記者発表のために国際メディアセンターに入りました。そこで記者会見のための宣伝をしようとしたが、規制があつてなかなか宣伝できませんでした。そもそも会場内のNGOセンターが隔離されたような場所にあり、政府は本当にNGOをパートナーと見ているの？というのが感想です。

市民サミット平和分科会の報告

市民サミットでは当初、「平和」の課題の分科会はどこが担当するかが決まっていなかったのですが、不戦ネットが「平和への権利」での参加希望をだして、後からそれまで広島外相会合に関っていたピースボートも賛意を示してくれて、相談して分科会の企画を考えました。以下当日の流れです。

最初に司会のピースボートの寺地さんが、平和への権利について説明をしました。平和への権利とは、ただ戦争がないだけではなく、一人ひとりが貧困や差別など構造的・文化的暴力を受けない権利のこと。現在この権利が守られるよう、国際的な法制化を整えようとする人権理事会の動きがある、としました。

その後、平和への権利について具体的に考えるために、平和を脅かす現状として4人の方に発題していただきました。

最初は戦争法についての**飯島滋明さん(名古屋学院大学)**。昨年9月に成立した安保法制＝戦争法について。その内容を、日本が攻撃されていなくても「存立危機事態」と認定されれば、自衛隊が世界中で武力行使が可能になる。国連決議があれば、国際平和支援法を根拠に、国際決議がなければ、重要影響事態法を根拠に自衛隊が海外での後方支援が可能。駆けつけ警護、治安維持の名目で自衛隊が海外での武力行使が可能。という内容を説明され、その問題点を指摘されました。

次に**服部良一さん(元衆議院議員)**が沖縄の基地被害について話されました。1995年に小学生が米軍3人に強姦される事件が起こり、大きな集会や、デモが各地で起こった。しかし、最近、沖縄の米軍属による強姦殺人事件が起こっており、このような事件を防げなかったのは、政治そして市民の責任であるといっているかも知れないとされました。年間2000件の米軍に関する事件・事故が起こっており、その6割は沖縄です。米軍は安保条約に基づく地位協定によりその地位が認められており、基地に入れば日本の警察は取り調べや逮捕することはできない。裁判にいたるのもごくわずかで、賠償金をもらうことができない。謝罪を受けることすらできない状況であると述べられました。辺野古の新基地建設が強行され、国連も沖縄住民への差別と勧告しています。現在の状況はまさに「構造的差別」ではないか？と話されました。

次に**高橋博子さん(南山大学)**。核兵器と被ばくと

いうことで話されました。日本は原爆投下後、非人道的と抗議していたが、戦後はアメリカの核実験に賛成し、現在も支持し続けている。国際法は不必要な苦しみを与え続ける兵器、生物化学兵器を禁止している。広島、長崎の被爆者たちは放射線の影響で苦しみを抱え続けている。この被爆者の存在自体が国際法違反を証明している。戦後、被爆者の調査は被爆者の治療のためではなくアメリカの核開発に関する研究として続けられてきた。被害が過少評価されてきた結果、福島の第一原発事故以後、この広島、長崎でのデータを基にして基準値「子どもたちを含めて20ミリシーベルト」が適用されている。被ばくしない環境で生きる権利、核兵器の恐怖にさらされない権利を主張する必要がある。

佐伯奈津子さん(名古屋学院大学)。核の平和利用の名のもと原発がつくれ、原発輸出がすすめられてきた。日本はインドネシアに原子力開発のための援助をしてきた。しかし、現地では、火山、地震が多く安全性が保障されない、社会環境への影響がある、イスラムの教えにそむくなどの理由で強い反対がある。日本がエネルギーを確保するため、あるいは脱原発を実現するため、インドネシアのエネルギー資源を利用し、一方では原発を押し付けている。平和の権利は日本国内だけの問題ではない、とされました。

最後に再び**飯島滋明さん**が国連人権理事会で審議されている平和への権利の審議状況や内容について説明されました。平和への権利国際法典化の動きはイラク戦争を止められなかった反省から生まれ、戦争や武力行使禁止の歴史的な流れに沿うものである。国連人権理事会では人間の安全保障、軍縮、教育、良心的兵役拒否、抵抗の権利、環境などの問題として話されている。基地問題、原発稼働は人間の安全保障の問題ともいえる。平和への権利は国際社会の武力行使にたいする歯止めになるし、国内的にも違法な武力行使に政府が加担することの歯止めになる。多くの人々に平和への権利の重要性をしらせ、支持を得る取り組みが必要、とされました。

その後、話し合いをおこない、「サミット各国は平和への権利の国際法典化に賛意を示してください」という内容の政策提言書を提出しました。

政策提言書は <http://tokaicn.jimdo.com> に掲載されています。